

News Paper

富士山山頂程度の上空からみた志賀原発と能登半島中心部です（5月撮影）。周辺はブルーシートで屋根が覆われた建物、土砂が崩れてふさがる道、大木が倒れ山肌があらわになった光景が連なっていました。この写真の全域が原発から30キロ圏内、ここから右の方向の能登半島先端にかけて1月1日の震災で幹線道路も含め42路線、87か所が通行止めとなりました。もしも志賀原発で重大事故が起こったら…ここに写る街、里山、温泉街、日本海や七尾湾も放射能で汚染され立ち入れなくなる / この右の方向には7万人が暮らす奥能登地域、半島先端で逃げ場がない / 冬は雪に覆われ移動はなお困難 / この範囲内だけでもまだ動いていない活断層がたくさんある…

「自宅は倒壊寸前、道も通れずそばのビニールハウスで一晩明かし、今朝、道路が陥没しているので崖を降りて近所の中学校に避難、が、寒くて耐えられずあぜ道を1時間歩き実家に。雨も漏るが座れる場所は確保しようやく家にあったあられを食べてひとやすみ。みんな行き場がなく、どこも想像を絶する世界」。1月2日夜、原発から50キロほど離れた輪島市の知人からのLINEです。

3月中旬に輪島に行ったときには会う方会う方第一声は「珠洲（原発）が無くてよかった。志賀原発のことは状況が分からず不安だった」。そして、変化した地形やがれきを見るだけでなく地域に入って営みに触れ声を聞き伝えてほしい、今もつらいけれどとりあえずはまたここで仲間と一緒に暮らせる望みはあることだけはありがたい、と口々に語っていました。



もくじ	沖縄女性史研究者・ノーモア沖縄戦 命どう宝の会 共同代表 宮城晴美さんに聞く…2	「被爆体験者」は被爆者だ……………6
	再審無罪の「ゴール」を再審法改正の「スタート」へ…4	憲法理念の実現をめざす第61回大会(岡山大会)へ…7
		対立と分断を乗り越え……………8

日米同盟と家父長制 - 性被害者へのやまない暴力 -

沖縄女性史研究家・ノーモア沖縄戦 命どう宝の会共同代表 宮城晴美さんに聞く

みやぎはるみさん プロフィール 座間味村生まれ。戦後の米軍による性犯罪を、証言をはじめ新聞や米軍・琉球政府関係資料などを駆使してリストアップし、「沖縄・米兵による女性への性犯罪」を発行。戦時下の「集団自決」を含め、軍隊と性の問題について、ジェンダーの視点から分析を進めている。基地・軍隊を許さない行動する女たちの会会員。著書「新版 母の遺したもの」(高文研) ほか



一戦後沖縄の情勢に対する米兵の性犯罪に関する年表「沖縄・米兵による女性への性犯罪」を作成されていますが、その実態調査から見てきたものをお聞かせください。

現在13版まで作ってきましたが、その実態調査から見えてきたものは大きく4つに分けられると思います。まず、よく軍隊の性欲のはげ口として女性を襲うという言い方をしますが、実際は軍隊が持っている構造的な問題があるということです。米兵による沖縄の性犯罪の加害者は、大半が海兵隊員です。海兵隊は19歳から25歳までの若年兵をもって組織され、男らしさを強調するために、訓練の中で女性を蔑視することを叩き込まれます。そんな若者たちが人殺しのための厳しい訓練や上官からのいじめなど、日常的なストレスを解消させるために街に出て行きます。目的は酒、女、喧嘩。沖縄で訓練を受けたアレン・ネルソンさんの証言です。それから沖縄に対する差別的なイメージがあります。元海兵隊員のダグラス・ラミスさんは、沖縄に移動する前に本国で、沖縄は米軍が多くの犠牲を払って自分たちの力で奪い取った戦利品であり、その戦利品の中に女がいるという講習を受けたと証言しています。軍隊の体質そのものが性犯罪を助長するという、こうした軍隊の構造的な暴力であるということがまずひとつあります。

2つ目に実態が非常にわかりにくい報道の言葉の問題と、報道の表現による被害者へのセカンドレイプがありました。生後9箇月の赤ちゃんが米兵にレイプされた事件があります。この子は陰部裂傷で亡くなってしまいますけれども、この事件の新聞の見出しは「痴漢！ 嬰兒を襲う」というもので、本当に小さな記事でした。なんだろうと思って調べていたら9箇月の赤ちゃんの事件でした。それから米兵に襲われた15歳の少女の事件では、「逃げ遅れた彼女は遂にか弱き細腕、抗することができず、あたら蓄は踏みこじられてしまった」という表現です。売春していた女性が襲われときには、その女性に対して「おしりが軽い」という記事、レイプ被害者に対してそういった言

い方です。最近琉球新報が「性暴力」という言葉を使うようになりましたけれども、乱暴、暴行、わいせつ、いたずら、みだらな行為。こういった言葉から被害の実態は伝わりません。私は大学で授業を持っていましたが、県外から来た学生のひとりから「なぜ沖縄の人は、少女が米兵に殴られたくらいで県民大会をやるんですか」と訊かれました。それで、120名のクラスで、少女がレイプされたということを知っていますかと訊きましたら、半分が殴られたと思っていたというのです。私が年表を作るときにも、新聞には暴行と書いてあるけれども、これはレイプなのか未遂なのか、あるいは本当に殴られただけだったのかと、記事全体から判断しながら、これはレイプだと思われるものを載せました。

報道による被害者の「口封じ」には、被害者にも非があるという「落ち度論」があります。やはり訴えにくいという環境があるということです。その訴えにくい環境のもうひとつに家父長制社会があります。これが3つ目です。沖縄には「門中制度」というものがあって、本家の長男の妻は必ず男子を産まなければならない。ときには男児2人、3人と要求される家庭もあると聞いています。長男の弟たちの家庭に男子が生まれなかったとき養子に出せるように、何人も男の子を産んでいたほうが一人前の嫁だと、これはおばあさんたちが言うのです。夫の「家」を継承するための子どもを産むのが女性の役割とされていますので、もし別の男性にレイプされてしまったら、「疵物」です。女性には非がないのに、レイプされたことでまわりがその女性を許さない。日本社会の家父長制というものが女性たちを封じ込めてきたのです。被害者へのやまない暴力です。

最後にいちばん大きい問題が日米同盟です。サンフランシスコ講和条約発効の翌年、1953年に日米合同委員会で日本側の代表の「日本にとって著しく重要であると考えられる事案以外、第1次裁判権を行使するつもりはない」という密約文書の存在が、日米安保

改定から 50 年経って研究者によって発表されています。レイプごときで裁判権は行使しないということですね。日米同盟の中でも裁判権のありかたが非常に問題です。日米地位協定第 17 条 5 項 C では、公務外の犯罪については日本に逮捕権があると明記されていますが、公務外でも容疑者が基地の中に逃げ込んだ場合、沖縄県警は起訴ができるまでは逮捕はできない。実態調査から見えてきたものは、大きくこの 4 つになります。

―米兵が引き起こす女性への性暴力と、日本社会そのもののジェンダー不平等の関連をどのように考えますか。

みなさんは平和運動に取り組んでおられるので、日米同盟、地位協定のことは意識していただきたいです。軍人と日本人男性による性暴力、その違いというのは先ほどお話しました 4 つのうちの、軍隊の構造的暴力と、日米同盟を外した形で報道による被害者の「口封じ」と、家父長制社会の問題ですね、社会自体が女性の被害者に落ち度があると、加害者よりも被害者に原因を見つけようとします。理屈ではわかっているけど、なぜあんな暗いところをひとりで歩いたのか、なぜその男性のところに行ったのかとか、服装がどうのと、加害者よりも身近にいる被害者に向けられると思います。

日本社会は米兵の事件にしても日本人男性の事件にしても、社会環境そのものの問題が大きいと思います。日本人にも性犯罪があり、性加害者の数は米兵よりも日本人のほうが多いと強調する人がいますが、米兵の場合は立場が違います。彼らは日本を守るという前提で日米同盟のもとで、しかも地位協定に守られて簡単には罰せられない。日本人男性は刑法で裁かれます。そういったしくみを問わずに、数ですり替えるのはとても危険なことだと思います。米兵の場合には身体そのものが武器になる訓練をしていて、銃を持っていたりしますよね。被害者からすれば米兵であっても日本人であっても恐怖は同じですが、ただ私たちの視点で考えるときに、日本人だって多いじゃないかというような、そういうとらえ方だけはやめてほしいです。日本の社会のジェンダー平等というのはまだまだですね。性犯罪に関しては特にそういう気がしています。

―6月25日に発覚した米兵の事件について、どのようにお考えですか。

プライバシー保護という名目で政府や外務省が事件を隠していましたが、半年間、国はこの少女の心のケアを一切やっていません。その後も別の事件が起きていたことが発覚しますけれど、12月の事件の通報がなかったことで、再発防止の取り組みがありませんでした。私の調査では、復帰後の事件で県警の強姦検挙件数とメディアの報道の数に多くの乖離が見つかります。メディアは自分たちが報道した数より、県警の数字が大きいのに、なぜ追究しなかったのか。成人女性の被害者は自己責任と見ているのではないでしょ

うか。なんで暗い道を歩いていたのか、米兵とつきあっていたのか、記事にならないという根っこには、記者たちの中にそういった気持ちがあるのだろうと推測しています。

先日、ある報道番組が、1995年の少女の事件と去年の12月の事件を対比する形で番組を進めていました。95年以降成人女性が被害を受けたたくさんの事件がありますが、本土のメディアではほとんど触れられませんでした。メディアも私たち一般社会も、米兵犯罪に対して子どもの事件と成人女性の事件を分けて考えている。もちろん、子どもを守るということは最前提のことではありますが、日常の性犯罪の延長線上に少女の事件があるのだということを考えないといけません。県内の保守的な自治体の中には、米兵の犯罪はすぐに問題になるからと、封じ込めた事例があったことがわかっています。せめてメディアは事件に対して、公表された段階で具体的に報道し、処罰まで追ってほしいと思います。

これ以上基地の拡大はやめましょう。基地はもう沖縄から出て行ってほしい。いまは南西シフトという形で自衛隊基地がどんどん大きくなってきています。与那国は自衛隊基地ではあるけれども、米兵と合流するでしょう。辺野古だって米軍基地ですけれども、いずれは自衛隊も使うという、まったく基地の強化でしかないのです。「台湾有事」ということばそのものがおかしいと思いますし、今の政治は有事に対してどう向き合うかばかりで、有事にさせないためにどうするか、外交も話し合いもなにもできていません。政治家の質の悪さというものがとても気になります。また、アメリカが無理やり占領して居座っているというより、日本政府のほうがアメリカにいてほしいというのが外交の基本になっているのだと思います。

―基地をなくさなければいけないというのは全くその通りですけれども、なかなかなくならない中で、あとはなにをやるかですね。

政治を変えるよりほかはないと思います。これは沖縄だけの問題ではないことを、日本のみなさんも考えてほしい。神奈川でも佐世保でも事件が起きていたわけでしょう。でもそれは被害者が成人女性ということでしょうか、メディアはほとんど報道しない。性犯罪だけではなく、沖縄が抱えている、米軍基地から派生するいろいろな問題、これが日本の縮図として沖縄に全部しわ寄せがきていることを、本土のみなさんが自分のこととして考えてほしいです。そのためには有権者としての1票で誰を選ぶか。ちゃんとした使い方をしてほしいというのが切なる願いです。次期衆院選に向けて、沖縄の実情をみんなで考えてほしいと思います。具体的に米軍基地の問題を真剣に考える政治、撤退に向けて考える政治に変えていく、これしかないのではないのでしょうか。

再審無罪の「ゴール」を、再審法改正の「スタート」へ

日弁連再審法改正実現本部 本部長代行 鴨志田 祐美

かもしだゆみさん プロフィール 1962年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学法学部卒業後、会社員、主婦(母親)、予備校講師を経て、2002年、40歳で司法試験合格。2004年鹿児島県弁護士会に登録。2021年4月より京都弁護士会に移籍し、Kollect 京都法律事務所に所属。

大崎事件再審弁護団事務局長、日本弁護士連合会再審法改正実現本部本部長代行として、再審弁護と再審法改正運動に心血を注ぐ。

著書として、『隠された証拠が冤罪を晴らす～再審における証拠開示の法制化に向けて』（共編著。現代人文社、2018年）、『大崎事件と私：アヤ子と祐美の40年』（LABO、2021年）『見直そう!再審のルール～この国が冤罪と向き合うために』（共編著。現代人文社、2023年）など。

● 歴史的な再審無罪判決

2024年9月26日午後2時過ぎ。静岡地裁の法廷で、國井恒志裁判長は判決を言い渡した。

「主文、被告人は無罪」一。

しかし、その法廷に、この言葉を誰よりも待ち望んでいた「被告人」の袴田巖さんはいなかった。事件から58年、死刑確定から44年、最初の再審請求から43年半、あまりにも長すぎる雪冤までの歳月の中で、日々死刑執行の恐怖に苛まれ続けた巖さんの精神は破壊され、法廷に立つことすらできなかつたのだ。代わりに、巖さんの逮捕から現在に至るまで人生を賭して弟を支え続け、91歳となった姉のひで子さんが、裁判長に促されて法廷中央の証言台に座り、2時間あまりに及んだ判決の言渡しを聞いた。裁判所に入る前は「今日も平常心」と笑っていたひで子さんも、無罪宣告を聞くと涙が止まらなかつたという。

死刑事件として35年ぶり5件目の再審無罪判決となった巖さんの無罪判決は、その冒頭で、捜査機関による「三つのねつ造」があったと断定した。まず、巖さんの自白調書のうち確定判決で1通だけ証拠として採用された検察官作成の調書について「黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、捜査機関の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的取調べによって獲得され、」「実質的にねつ造された」ものであると断じた。

次に、死刑判決の中心的な証拠とされた「5点の衣類」についても「本件犯行とは無関係に、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号タンク内に隠匿されたもの」と認定し、さらに5点の衣類のうちのズボンの共布とされ、巖さんの実家から押収された端切れについても捜査機関のねつ造であるとした。そして、これらのねつ造証拠を証拠から排除した結果、残る状況証拠では巖さんを犯人と認定できないとして、無罪の結論を導き出した。

このように、再審無罪判決は、警察のみならず検察も「ねつ造」に加担したと踏み込んで捜査機関を厳しく批判する画期的な内容だった。しかし一方で、再審無罪に至るまでの手続にこれほどの年月を要し

たことや、これまでの裁判所の判断の誤りが、判決の中で言及されることはなかつた。

● 検察の控訴断念と「検事総長談話」

無罪判決の歓喜の後、判決が「捜査機関（警察のみならず検察も含む）によるねつ造」を断定したことで、検察官が控訴するのではないかと、という懸念が広がり始めた。判決から10日経っても検察官は態度を明らかにせず、検察官OBである伊藤鉄男氏や高井康行氏の、あたかも控訴を煽るようなコメントが新聞各紙に掲載される始末だった。

判決から12日後の10月8日、事態は急展開を見せた。午後3時過ぎに朝日新聞が「検察官控訴断念」を速報で報じ、その後、被害者遺族と弁護団に検察官から控訴断念が伝えられたことが判明した。翌9日、静岡地検は上訴権放棄の手続きを取り、巖さんの再審無罪が確定した。かくして、巖さんは44年ぶりに「確定死刑囚」というあまりにも重い足枷から解放された。

しかし、これでようやくひで子さんと巖さんの姉弟が平穏な日々を送ることができる、と心底安堵したのもつかの間、その感慨が吹き飛ぶ事態が起きた。控訴断念にあたり、畝本直美検事総長が公表した「談話」である。

談話では、まず、検察官が再審公判で有罪立証の方針で臨んだことについて、「改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました」と弁明した。

その上で談話は、「本判決は、消失するはずの赤みが残っていたということは、『5点の衣類』が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。」「判決が『5点の衣類』を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」と、無罪判決を強い口調で批判した。あたかも、検察は今もって巖さんが本件の真犯人であると考えているかのような書き

ぶりである。

では、そこまで判決に不満を持ちながら、検察官はなぜ控訴を断念したのか。談話はその理由をこう説明する。

「このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。

しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」

要するに検事総長は、「袴田さんは犯人であり、再審無罪判決は間違っているが、これまでの裁判所の判断がんでバラバラだったために袴田さんを相当な長期にわたり不安定な状態に置いてしまったから、このあたりで勘弁してやることにする」と言っているのだ。再審の長期化の原因を裁判所のせいになっているが、再審請求から30年もの間証拠開示に応じなかったこと、さらには再審開始決定に即時抗告を行って抵抗したことで審理の長期化を招いたのは、ほかならぬ検察である。

当然のことながら、弁護団は記者会見を開いて総長談話に猛反発し、小川秀世弁護団事務局長は10月11日、最高検に抗議書を持参し、談話の撤回と巖さんへの直接の謝罪を求めた。同日、京都弁護士会、東京弁護士会も談話を激しく批判する会長声明を発出した。

● 再審法改正に向けた世論の高まりと、今後の展望

2022年6月に再審法改正実現本部を立ち上げ、会を挙げてこの問題に取り組んできた日弁連は、この間、国会議員へのロビイング、国会に対し再審法改正を求める意見書を採択せよとの地方議会への請願、地方自治体の首長や各種団体からの賛同メッセージの獲得など、多岐にわたる活動を精力的に展開してきた。今年3月に設立された再審法改正をめざす超党派の国会議員連盟は、衆議院の解散直前の9月末には、入会議員数が全議員の49.4パーセントにあ



9月19日、日比谷野音

たる350名まで増加した。地方議会での意見書採択数も、9月議会終了時点で、14道府県議会を含む390近くに上った。92人の



9月19日のステージで話す鴨志田さん首長、450を超える各種団体も日弁連に再審法改正の賛同メッセージを寄せており、法改正に向けたうねりは確実に高まっている。

そして、我々は袴田さんの再審無罪判決が出されるタイミングこそ、再審法改正に向けた世論が「最大瞬間風速」に達するとの予測のもと、判決当日やその前後に再審法改正を訴えるいくつかのイベントを企画した。そのうち最大のものが、判決1週間前の9月19日に日比谷公園大音楽堂（日比谷野音）で開催した「今こそ変えよう！再審法～カウントダウン袴田判決～」と題する市民集会だった。安田菜津紀さんが総合司会を務め、第一部では金聖雄監督による、巖さんとひで子さんのこれまでを描いたショートムービーの上映の後、超党派議連会長の柴山昌彦衆議院議員、「報道特集」特任キャスターの金平茂紀さん、大川原化工機事件で冤罪被害を受けた大川原正明社長などが次々と登壇した。

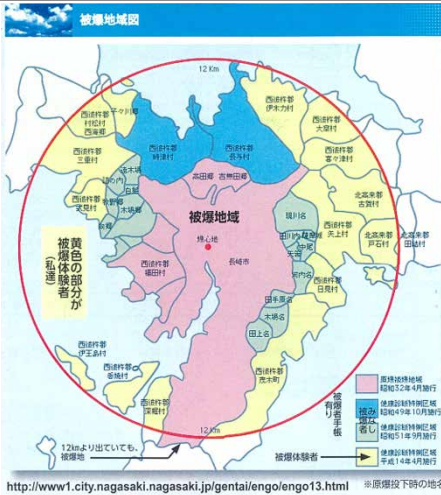
第二部は世相に鋭く切り込むお笑い系 YouTuber の「せやろがいおじさん」の動画に始まり、古舘伊知郎さんが、村木厚子さん、周防正行監督、朝ドラ『虎に翼』の法律考証を務めた明治大学の村上一博教授、津田大介さん、再審法改正議連メンバーの稲田朋美衆議院議員を相手に絶妙な語りを展開するトークセッションで会場を盛り上げ、さらに二つのバンドによるライブ演奏の後、最後は会場に詰め掛けた2,500人を超える参加者が心をついにプラカードを掲げ、「Free HAKAMATA!」「再審法改正!」と叫んで閉会した。

この集会で挨拶に立ったひで子さんは、「47年間、巖が拘置所で頑張った、その頑張りを再審法に、ぜひ、皆様のお力で改正なり、訂正なりをしていただきたいと思います」と訴えた。

ひで子さんの訴えに応えるため、我々有権者は再審法改正に取り組むと明言する候補者に投票し、選挙後速やかに議連をリスタートさせなければならない。これほどの立法事実を突きつけられてもなお、法務省や政権が法改正に消極的な姿勢に終始しているようであれば、来年の通常国会で再審法改正案を議員立法で成立させる、その覚悟と力量が、立法府たる国会に求められている。（かもしだ ゆみ）

「被爆体験者」は被爆者だ —これ以上、解決に時間をかけることは許されない— 原水爆禁止日本国民会議（GENSUIKIN）事務局長 谷 雅志

長崎県によると、
まだ被爆者と認められない「被爆体験者」は、2024年3月末時点で約6,300人います。「被爆体験者」とは、長崎市に原爆が投下された際、爆心地から12km以内に在りながら国が定める地域（旧長崎市）の外にいた人々を、被爆者と認めないために国が作り出した用語です。原水禁はこれまでも「被爆体験者」は被爆者だという運動を展開してきました。被爆者と同様に高齢化が進んでいることから、解決にこれ以上時間をかける訳にはいきません。



この訴訟については福岡高裁で審理されることとなります。

厚労省は2002年の「被爆体験者」事業の開始にあたり、その説明の中で「被爆体験者」をいずれは被爆者としていく方向性があることを示唆したうえで、まずは事業の開始に理解を求めたいとする説明を行っていました。その説明を聞いた当事者や支援者は、そう遠くない未来で被爆者と認められるものだと感じられたそうです。被爆者援護法に関する予算については、対象者が少なくなっていることから、国庫に返納している（予算全額を使っていない）現状です。2021年には広島高裁が、爆心地から遠く援護の対象外だった地域で「黒い雨」を浴びたとした原告84人全員を被爆者と認める判決を言い渡したことにより、「放射能による健康被害が否定できないことを立証すれば足りる」という新たな判示もありました。新たな基準による被爆者認定が広島では進められているのに対して、長崎ではいまだ「被爆体験者」は被爆者と認められません。同じ日本の法制度下で暮らしているにも関わらず、対応に差異が生じている現状を「差別的な扱いだ」として、長崎から東京まで当事者や支援者が何度も足を運んで直接厚労省に訴えてきました。どの観点から考えても、「合理的」なのは「被爆体験者」を被爆者と認めることだということは明白です。国に必要なのは、「被爆体験者」を救済するという明確な姿勢であるはずで

○8月9日 長崎で岸田首相（当時）が初めて「被爆体験者」と面会

「長崎原爆の日」に「被爆体験者」と面会した際、「早急に、課題を合理的に解決できるよう指示する」と当時の岸田首相は厚労大臣に指示をしたと述べました。いよいよ政治判断による解決かと期待されましたが、9月21日、国は「被爆体験者」への医療費の助成を拡大し、被爆者と同等の助成を行う事業を創設すると発表しました。あくまでも被爆者とは認めない国の姿勢が明確になり、当事者や支援者を中心に高まっていた期待は、一気に落胆へと変わりました。

○9月9日 長崎地裁で「被爆体験者」訴訟判決

「被爆体験者」44人が長崎県と長崎市に被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟の判決がありました。長崎地裁は15人を被爆者と認め、手帳交付を命じました。これまでの援護の対象外の地域（一部）で放射性物質を含む「黒い雨」が降ったと認定した上で、放射能の影響下にあったと判断しました。一方で「黒い雨」以外の塵等の飛散物については、「内部被曝」を認めませんでした。原告や支援者からは「一部だけが被爆者と求められることはありえない」「私たちに分断を持ち込んだ」などの声上がり、判決に対する困惑と落胆が広がりました。

原水禁は9月19日、厚労省と協議を行いました。長崎地裁の判決を受けた控訴期限が迫る中、必要なことは「被爆体験者」全体を救済するという観点での政策であることを重ねて訴えました。厚労省からは、首相が「早急に合理的解決」と話したことの意味合いは非常に大きいこと、長崎県・長崎市の担当者とは判決後もやりとりをしていることなどが伝えられました。私たちとしてはその国と県・市の協議の場に、当事者を入れることができないかといった話もしたうえで、少しでも全体の解決に向け前進することができないかと迫りました。結果として双方が控訴することになり、問題の解決が図られることはありませんでした。今後さらに長い時間をかけて、

国が「被爆体験者」を被爆者と認めないことの一つの理由として、「内部被曝」が大きな壁として存在しています。今回の長崎地裁判決では、広島高裁判決と同様の「黒い雨」が降ったと認められる地域の原告を被爆者と認定しました。しかし、「黒い雨」だけではなく他の飛散物（塵など）にも、放射性物質は含まれていたと考えられます。その飛散物を吸い込んでいれば「黒い雨」と同様の「内部被曝」は起こり得ます。ここに原告が分断される判決となった理由があります。「黒い雨」だけが「内部被曝」を引き起こす限定的なものではないと認めさせなければなりません。この「内部被曝」については、福島第一原発事故にもつながることから、認定範囲を広げないとしているのではないかと考えられます。

原水禁は今後も「被爆体験者」は被爆者だと訴える運動にとりくんでいきます。被爆80年が目前に迫り、「被爆体験者」の高齢化は進んでいます。司法判断を待っていたのでは、福岡高裁でまた数年が必要となります。一日も早い政治判断によって「被爆体験者」を早急に救済するよう、国に求めていかなければなりません。（たにまさし）

憲法理念の実現をめざす第 61 回大会（岡山大会）にご参加ください

フォーラム平和・人権・環境 事務局長 谷 雅志

パレスチナ自治区ガザで行われているイスラエルによる激しい武力攻撃により多くの市民、とりわけ女性と子どもの命が奪われ続けています。「10分に一人が亡くなっている」と言われるほど、未来を担う子どもたちの命が奪われ続けている現状に、自分たちの無力さにさいなまれます。しかし決して「今すぐ停戦」・「戦争反対」の強い願いを諦める訳にはいきません。10月6日現在、4万1870人が犠牲になったと報道されています。総数はもとより、一人ひとりの尊い命が奪われているという事実の重さを受け止めなければなりません。

「自治区」とは名ばかりで、ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人は今もなお、制約に縛られ、過酷な現実を強いられています。ガザ地区は、日本の種子島ほどの面積に約230万人が暮らす過密地域で、「天井のない監獄」とも呼ばれています。イスラエルが建国されて以来の対立を収束させるために、パレスチナ国家を樹立し、イスラエル国家と共存するという解決策が合意された「オスロ合意（1993年）」から30年以上が経ちましたが、パレスチナ国家の建国はいまだに実現していません。今、ガザで起きていることは、60年の歴史的背景を無視して考えることはできません。だからといって、大切な命が奪われている現状を看過することにはつながりません。即時停戦を実現させたくて協議を進めるべきです。

中東をめぐる対立の構図は、イスラエルとガザのハマス、レバノンのヒズボラ、イエメンのフーシなど、中東各地でイランが支援する武装組織らが対立を深め、その危険度は拡大しています。イスラエルとイランの直接衝突となれば、地域の不安定化に留まらず、世界全体に大きな影響をおよぼすことは明らかです。国際社会が一体となってこの危機をどう乗り越えていくのかが問われています。

ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始してから、1000日以上が経過しました。ロシアのプーチン大統領は「核兵器使用」をちらつかせて他国を威嚇し、ウクライナのゼレンスキー大統領はロシア領へ侵攻をする等、互いの応酬は終わりが見えず、連日続いています。日本での報道はこの問題が長期化するにつれ、減っているのが現状で、終結しないことを仕方ないと受け入れる雰囲気さらなる問題の長期化を招く可能性があります。平和の実現を願う国際社会の市民が声をあげ続け、尊い命を奪う戦争行為を、一刻も早く終結させなければなりません。

こうした世界情勢は、日本で暮らす私たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。原油などエネルギー価格の高騰、小麦など穀物の供給不安、肥料の

価格の高止まりなど、懸念材料が山積しています。未来を見通すことが困難な状態です。こうした状況に直面しながら、日本政府はアメリカをはじめとする西側諸国に追随する姿勢を維持するのみで、世界情勢の危機を理由に「軍事費」の大幅な拡大をしようとしています。日本政府に求められるのは、憲法理念にのっとり、国際社会の平和を希求する外交努力です。

中国や朝鮮、ロシアへの敵視政策をとり軍事力強化をはかることは、アジアでの軍事的緊張を高めるばかりか、多くの市民の命を危険に陥れるものであり、断じて許してはなりません。世界規模での大戦、イデオロギーによる社会分裂、地球環境破壊の20世紀から、平和と共存、多元的価値と文化の共生、地球環境と調和した富の創造へ挑戦する新しい21世紀となるはずが、現実はいまだ逆の方向に進んでいます。

日本国憲法は、大きな犠牲を伴った悲惨な戦争の反省から、人々の平和と民主主義の願いの下に生み出されました。どんな理由があろうとも二度と戦争はしないと誓った憲法第9条は、戦後の混乱と絶望の時代から今日まで、人々に大きな希望と生きる勇氣・平和の大切さを与え続けました。憲法第9条は、世界の平和を求める人々の希望です。しかし今、憲法「改正」が叫ばれ、第9条を変えて日本を戦争のできる国にしようとする動きが出ています。改憲を目論む自民党は金権政治にまみれ、旧統一協会とつながり、「裏金作り」を行ってきました。こういったルールを守れない政党に、憲法を「改正」という議論をする資格はありません。

私たちの未来と世界の平和、地球環境と人権を守るため、日本国憲法の理念の実現に向けた歩みを、日本と世界のためにいかなければなりません。現在の情勢を共有し、各地での護憲運動につなげていくためにも、「憲法理念の実現をめざす第61回大会（岡山大会）」に、ぜひご参加ください。開催概要は下記のとおりです。（たに まさし）

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 大会名称：憲法で未来につなぐ平和の想い | |
| 憲法理念の実現をめざす第61回大会 | |
| 主催：憲法理念の実現をめざす第61回大会実行委員会 | |
| 日時と場所 | 11月24日（日）～11月26日（火）岡山県岡山市 |
| オープニング | 11月24日（日）13:30～14:00 ハレノワ大劇場 |
| 開会総会 | 11月24日（日）14:00～15:00 ハレノワ大劇場 |
| メイン企画 | 11月24日（日）15:00～17:00 ハレノワ大劇場 |
| 分科会 | 11月25日（月）09:30～12:30 コンベンションセンター内 |
| FW | 11月25日（月）08:50～17:30（人権コース／戦跡コース） |
| ひろば | 11月25日（月）14:00～16:00 コンベンションセンター内 |
| 閉会総会 | 11月26日（火）09:30～11:00 コンベンションセンターホール |

〔本の紹介〕

『人を動かす』

創元社 D.カーネギー・著 山口博・訳

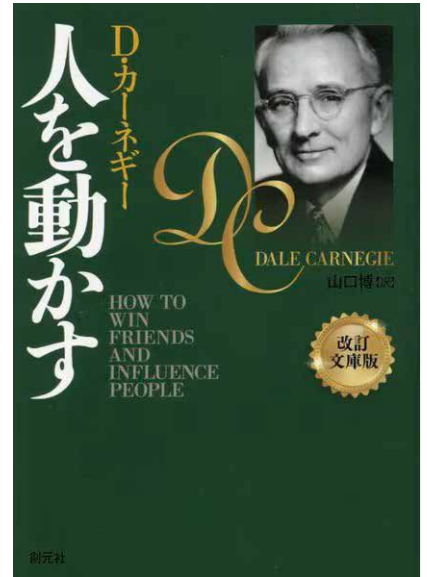
「他者に対する自己の行動を変えることにより、他者の行動を変えることができる」という考えを軸にその実践を指南します。著者であるアメリカの作家、デール・カーネギー自らの体験と、各界、実業家への豊富なインタビューを集積し、その成功体験を共有するこの本は、1936年に出版され、今も世界中で読まれています。

いろいろな主張、解説、相談などを耳にして、情報は頭に入っても、心を動かし行動に掻き立てられるものはどれだけあるだろうか、それはどういう状況だろうかと振り返ったときに、ここに挙げられていることとそれが一致します。

行政機関に交渉に行かれた方が、先方の担当者の名前も覚えていないと聞き、ふとこの本のことを思い出しました。事前に担当者の情報もありながら、相手への配慮を含んだ言葉もかけられず、一方的に主張するのなら、相手がその問題にも、当事者にも関心を寄せることは難しいでしょう。

相手の立場に身を置き考える、言葉を発することで相手が変わり力をいただくことができる、というのは私の体験でもあります。

心理学書の要素も持ちながら、社会を「巻き込む」ための実用書です。自省もこめて時折読み返しています。



目次から抜粋：盗人にも五分の理を認める（「人を動かす三原則」より） / 誠実な関心を寄せる（「人に好かれる六原則」より） / しゃべらせる（「人を説得する十二原則」より） / 顔をつぶさない（「人を変える九原則」より） /

（名和 清朱）

ひやくせつふとう 百折不撓

平和構築に向けて日本が果たすべき使命

今号が発行される頃には衆議院議員選挙の結果が出ているでしょう。

「自公で過半数を維持できるか!?」「野党共闘進まず、新たな連立の枠組み!?」等々、まだ公示もされていない本稿を執筆している時点で、自民党・裏金議員の公認や比例代表との重複容認をめぐる騒動に加えて、早くも選挙後の政局をめぐって様々な予測がされています。

国会正門前や日比谷公園などその周辺を合わせると35万人、全国300か所以上で開催された集会を加えると、正確な参加人数は把握できないと言われた安保法制抗議デモから来年で10年になります。「戦争法案今すぐ廃止!」「安倍はやめろ!」地鳴りのような怒号が響き渡り、「民主主義を守ろう!」「強行採決は許さない!」という悲痛な叫びが飛び交いました。

あの2015年からずっと「憲法違反」の安保法制が日本にあります。政治のたがが外れ、社会の底が抜けてしまったような現状の中、日本はずっと戦争する道を突き進み続けています。

混迷する世界秩序を理由に、自衛隊の憲法への明記などの改憲が声高に主張されています。憲法9条と整合しない憲法解釈が閣議で決定され、その後続く安保法制の強行採決。理不尽と闘うよりどころである憲法の価値がゆがめられてしまう社会に強い危機

感を持ちます。

広島・長崎に原爆が投下されて日本人を絶望の淵に立たせ、アジア周辺諸国に多大な被害を与えた先の大戦の反省から、二度と戦争はしないと誓った日本国憲法は、日本は平和を希求する国だというメッセージを世界に発信してきたはずです。しかし、軍備拡張を続ける今の日本を平和国家と認める国はありません。

10月11日、ノルウェー・ノーベル委員会は、今年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会に授与すると発表しました。二度と核兵器を使ってはならない、世界に核兵器はいらないと訴えてきた活動が高く評価されたもので、ノーベル委員会が「核のタブーの確立に大きく貢献してきた」と述べているように、核兵器使用の危機が高まる今、世界の指導者への強いメッセージとなりました。そして何よりも、日本が平和を希求する国であることを思い起こさせる警鐘でもあると私自身は受け止めました。

国民主権の最たる権利である参政権。衆議院選挙の投票率が上がることを願います。平和を守ろうとしない政治家を国会に送ってはなりません。社会の中の構造的な理不尽の解消に尽力する政治家を選ばなければなりません。憲法は私たち国民の命と権利を守る最大の武器であり、盾だと思います。憲法があることで日本の平和を守れるし、国際社会の平和構築のために日本が果たすべき使命があるはずです。

（染 裕之）